

志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 申請の方法
- (6) 申請を受け付ける期間
- (7) 第4条各号に掲げる選定の基準
- (8) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。

(指定管理者の指定の特例)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条の規定によらず指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は前条各号に掲げる選定の基準に照らした結果、指定管理者の候補者となるべき団体がなかったとき。
- (2) 指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (3) 指定管理者が第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。
- (4) 当該公の施設の業務の内容に特殊性があり、特定の団体でなければ、その管理を安定して行うことができないとき。
- (5) 当該公の施設の設置の目的に照らし、その管理について地域の活力を積極的に活用する必要があるとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による指定管理者の候補者の選定に当たっては、市長は、選定しようとする団体と協議し、第3条各号に掲げる書類の提出を求め、前条各号に掲げる選定の基準に照らし総合的に判断するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長は、第4条又は前条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、指定管理者と当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に記載された事項
- (2) 指定管理者の指定の期間に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 次条に規定する事業報告書に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (6) 第9条第1項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (7) 管理の業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (8) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(市長による管理)

第13条 市長は、第4条及び第5条第1項の規定による指定管理者の指定ができなかったとき、第9

条第1項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該指定管理者が管理する公の施設に関する他の条例（以下「個別施設条例」という。）の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させる公の施設の管理の業務を前項の規定により自ら行うとき（引き続き指定管理者が利用料金を收受するときを除く。）は、個別施設条例の規定にかかわらず、当該業務を行う直前の当該公の施設の利用料金の額をもって使用料とし、これを徴収する。

3 市長は、前項の使用料について、個別施設条例の例により減額し、若しくは免除し、又は全部若しくは一部を還付することができる。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第11条まで及び前条第1項の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条、第7条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（志布志市情報公開条例の一部改正）

2 志布志市情報公開条例（平成18年志布志市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（志布志市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正後の志布志市情報公開条例第39条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、指定管理者の職員が作成し、又は取得した当該公の施設の管理に関する文書については、適用しない。

（志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部改正）

4 志布志市志布志シルバーワークプラザ条例（平成18年志布志市条例第111号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の志布志市志布志シルバーワークプラザ条例第5条から第9条まで、第16条、第18条及び第19条の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月3日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。